

〔教職課程の養成方針〕

- 1 教職に関する幅広い基礎知識と取得免許種に応じた教育の専門職としての深い知識を身につけ、幼児児童生徒の実態や課題に合わせて授業や環境の構成、教材・教具を工夫し指導方法を探究することができる。(教職としての専門的知識)
- 2 適切な子ども理解に基づき、生徒指導・教育相談を含む個の発達に応じた支援や学級経営などを、子どもの育ちに関わる一員として他の教員・保護者・関係者と協働して実践できる。(子ども理解)
- 3 学校教育と学校を取り巻く地域や現代社会の諸問題に関心をもち、問題解決のために対応を議論し行動することができる。(学校と社会)
- 4 教育者、保育者等の専門的職業人としての使命感・責任感をもち、理論と実践を結び付けながら自ら学び求める姿勢を持ち続けることができる。(自己形成)

